

熊本大学本荘北地区
自動販売機設置運営事業
公募要領

令和 7 年 7 月
国立大学法人 熊本大学

国立大学法人熊本大学本荘北地区自動販売機 設置運営事業公募要領

この公募要領は、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）本荘北地区における自動販売機設置運営事業者を公募により選定するため、必要な事項を定めたものである。

1 事業名及び事業の内容

事業名 熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業

事業の内容 本学が指定する場所を有償で借用し、自動販売機の設置運営を行うもの

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第８条及び第９条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同８条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）事業実績のある者

教職員及び学生に限らず、患者、見舞客など様々な利用者のニーズやトラブル等の対応に精通している必要があるため、病床数４００床以上の病院で３年以上の設置運営実績を有し、現在も継続中であること。

（４）次のいずれにも該当しない者

① 法律行為を行う能力を有しない者。

② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続の申立をしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。

③ 破産者で復権を得ない者。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当する者。

⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者。

⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている者。

⑦ 直近１年間に於いて、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者。

3 参加表明書の提出について

（１）公募参加者を把握するため、参加を希望する者は参加表明書（様式１）を提出すること。

（２）参加表明書の提出方法

提出方法は、持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、簡易書留又は民

間事業者による簡易書留に準ずるものとし、封筒の表に「熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業参加表明書在中」と朱書きすること。

(3) 提出期限

令和7年8月18日(月) 12時00分(必着)

※参加を取りやめる場合は、企画提案書の提出期限までに文書にて通知すること。

4 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

公募に参加する場合は、「国立大学法人熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業に係る条件等」(6頁～8頁)を熟読のうえ、次の書類を提出すること。

書類 No.	必要書類	様式・注意事項等	提出部数
1	参加申込書及び誓約書	様式2	1部
2	企画提案書	様式3	8部
3	会社概要	様式4	8部
4	パンフレット等	会社詳細の分かるものがある場合	8部
5	履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票)	発行日から3ヶ月以内のもの	原本1部
6	納税証明書(国税、都道府県税及び市町村税)	直前決算1年分、発行日から3ヶ月以内のもの(未納のないことの証明)	原本 各1部
7	財務諸表類	法人にあつては、貸借対照表、損益計算書等、 経営実績がわかるもの 個人にあつては所得税確定申告書の写し(所得 税青色申告決算書を含む) いずれも直前決算1年分	写し1式
8-1	えるぼし認定書 プラチナえるぼし認定証	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定書 (詳細は審査基準を参照)	8部
8-2	くるみん認定書 トライくるみん認定証 プラチナくるみん認定証	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定書 (詳細は審査基準を参照)	8部
8-3	ユースエール認定書	青少年の雇用の促進に関する(若者雇用促進法)に基づく認定書	8部

※No.8-1～8-3は未取得の場合は提出不要。

(2) 企画提案書等の提出方法

- ① 様式(任意様式含む)は、A4縦版・横書きとする。
- ② 必要書類は、書類No. 順に全て綴ったものを1部(正本)、No. 2～4及び8を綴ったものを8部(副本)、及び企画提案書等(Excel様式3、4)のデータを提出すること。
- ③ 全て1部ずつファイルに綴じ、表紙及び背表紙に、「業者名」及び「熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業企画提案書」「正本、副本の別」を記載すること。
- ④ 提出方法は、持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、簡易書留又は民間事業者による簡易書留に準ずるものとし、封筒の表に「熊本大学本荘

北地区自動販売機設置運営事業企画提案書在中」と朱書きすること。

- ⑤ 書類 No.8-1～8-3 については、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

⑥ その他

企画提案書は、日本語及び日本国通貨により記載すること。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和7年9月5日（金）12時00分（必着）

(4) 提出場所

〒860-8556 熊本市中央区本庄1丁目1番1号

国立大学法人熊本大学 病院事務部 経理課 病院施設管理室 管理担当

電話 096-373-5926・Fax 096-373-5955

メールアドレス：iyc-kanri@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(5) その他

- ① 本要領に対しての質問は、質問書（様式5）を下記のより提出すること。

なお、口頭や電話による質問は受け付けない。

提出方法 メール（到着を確認すること）

提出先 4（4）に同じ

提出期限 令和7年8月1日（金）12時00分（必着）

回答方法 提出されたすべての質問を令和7年8月7日（月）までに全参加希望者に対しメールにて回答する。

- ② 提出された書類については、提出後の追加及び変更は認めない。

- ③ 提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用しない。

- ④ 提出された書類については一切返却しない。

- ⑤ 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とする。

- ⑥ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合がある。

5 企画提案書に関するヒアリングの開催日時及び開催場所

開催の有無、開催日時及び開催場所は、後日、参加者に通知する。

※応募者が1社の場合、ヒアリングは実施しない。

6 選定方法等

(1) 選定方法

公募要領及び審査基準等に基づき、企画競争選定委員会において審査を行い、高い得点を得た順に契約予定者として内定する。

ただし、応募者全てにおいて、審査の総合点数が満点の半数以下の場合は、協議するものとする。

(2) 選定結果の通知

選定終了後、すべての参加者に選定結果を通知する。

(3) 選定後の手続き

- ① 契約締結

内定した契約予定者と、別途本事業実施に関する契約書を締結する。

(ア) 不動産貸付に関することは、貸付契約を締結する。

(イ) 業務運営に関することは、念書を提出する。

② 内定契約予定者の取り消し

次の場合は、内定を取り消す。

(ア) 内定から事業開始までの間に契約予定者の諸般の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと本学が判断した場合。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約者としてふさわしくないと本学が判断した場合。

③ 内定の取り消しがあった場合について

内定の取り消しがあった場合は、次点の申請者を最上位に繰り上げ、順次契約の調整を行うものとする。

7 スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和7年7月28日(月)
- (2) 質問書の提出期限 : 令和7年8月 1日(金) 12時00分(必着)
- (3) 質問書の回答 : 令和7年8月 7日(木)
- (4) 参加表明書の提出期限 : 令和7年8月18日(月) 12時00分(必着)
- (5) 企画提案書の提出期限 : 令和7年9月 5日(金) 12時00分(必着)
(持参又は郵送等にて)
- (6) ヒアリング : 開催する場合は、メールにて通知する。
- (7) 結果の送付 : 令和7年11月予定
- (8) 契約締結 : 令和7年11月予定
- (9) 契約期間 : 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

8 その他

事業実施に当たっては、契約書、「熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業に係る条件等」を理解し、当該条件等の項目4の条件を遵守すること。

熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業に係る条件等

下記４に掲げる条件は、すべて必須の条件である。

当該条件は、本学が必要とする最低限の条件を示しており、企画競争選定委員会において当該条件を満たしていない、又は熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業を行うに当たって満たされない恐れがあると判定がなされた場合には不合格となり、契約予定者の対象から除外する。

なお、契約締結後においても、当該条件を遵守しなければならない。

1 本荘北地区の概要

- (1) 施設名 国立大学法人熊本大学医学部及び熊本大学病院
- (2) 所在地 熊本市中央区本荘１丁目１番１号
- (3) 規 模 病床数 ８４５床、診療科数 ３０科
- (4) 患者数 入院患者 約７２０人／日、外来患者 約１，５００人／日
- (5) 学生及び職員等 計約４，０００人

2 事業実施施設の概要

- (1) 設置場所、建物の解錠・施錠時間
別紙「自動販売機設置場所詳細条件」のとおり
 - (2) 設置台数
自動販売機・・・飲料用５１台、食品用１台（別紙参照）
自動販売機で販売する缶・ペットボトル等に対応する回収ボックス・・・必要数
 - (3) 面 積（最大）
最大６５㎡程度
 - (4) 施設使用料（不動産貸付料）
年額 約 ７５万円
- ※１ 使用料は概算額であり消費税及び地方消費税込みの金額。
- ※２ 使用料金の算定及び納付方法については、「国立大学法人熊本大学不動産管理規則」によるものとする。（納付の分割可）

3 事業実施期間

令和７年１２月１日から令和１２年１１月３０日までとする。

4 熊本大学本荘北地区自動販売機設置運営事業に係る条件

- (1) 運営方針等に関する条件
 - ① 病院等という場所を踏まえた運営方針を提案し実施すること。
 - ② 設置・運営に必要な各種法令に基づく許認可などは、事業者が取得すること。
 - ③ 利用客等から寄せられた苦情等に対し、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本学に報告すること。必要と認められる場合は、本学と協議のうえ、対応すること。
- (2) 自動販売機の規格等
 - ① 外観色は周辺環境に配慮したものとし、可能な限りユニバーサルデザインとする。

- ② ノンフロン対応機であること。
- ③ 別紙の備考に記載している災害対策機、省スペース対応機については、当該機種を提案すること。
- ④ 省エネ型自動販売機として、次に掲げる機能を有すること。
 - ア 照明等については午後 7 時から午前 8 時の間、タイマー、もしくは周辺照明を感知するセンサーによる電気調整を行う機能を有すること。
 - イ ゾーンクーリング又は省エネ学習機能を有すること。
 - ウ エネルギー効率を高めるため、真空断熱材及びヒートポンプの機能を有すること。
- ⑤ その他特に指定のない事項については、全国清涼飲料工業会制定の「自動販売機自主ガイドライン」を基に、安全管理、防犯対策、転倒防止等に努めること。

(3) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスの規格等
 - ア 素材はプラスチック製又は金属製とする。
 - イ 事業者等が設置する回収ボックス等から発生する廃棄物は、すべて事業者等が責任を持って定期的に回収し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積を有する回収ボックスを設置することとし、適切な頻度で回収を実施すること。
 - ウ 収容の対象となる容器を明記し、投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けがあるものとし、一般ゴミとの混入防止を図ること。
 - エ 回収ボックスは、一般ゴミを除く、アルミ製缶、スチール製缶、ペットボトルなど設置する容器に合わせて設置すること。
- ② 使用済み容器の処理
 - 容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃、回収ボックスの整理（使用済み容器等の処分及び回収ボックス内外部の清掃等）を行うこと。
- ② 事業者の設置した自動販売機の管理の委託を受けた者（以下「管理者」という。）を別に設ける場合には、事業者が本学に対して管理者の氏名、連絡先等を書面で通知すること。（書式は自由）
- ③ 事業者において、「自販機統一ステッカー」若しくはこれに準ずるステッカーを貼付し、事業者、管理者、並びに故障・苦情等の連絡先を明記すること。
- ④ 事業者又は管理者において、専門技術を有するサービス員による保守業務を随時行って維持に努めること。
- ⑤ 事業者又は管理者は、故障、苦情時等について早急に対応すること及び必要に応じて現場に担当者を派遣することの出来る体制を整えること。

(5) 販売商品の種類等

- ① 酒類を除く、お茶、ジュース等とし、取扱いアイテム数はコラム総数の 1/2 以

上とする。ただし、利用者から販売商品の追加、変更等の要望があった場合は誠実に対応し、可能な範囲で品揃えに反映させること。なお、本学が商品の設置を許可しない場合は当該商品を設置しないこと。

- ② 販売商品は、事業者の提案によるものとするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこととし、清涼飲料メーカー主要14社の内、5社以上の取扱いが可能であること。（1社の占有率は、原則として全体のコラム総数（全ての自動販売機のコラム数の合計）の50%を越えないこと。）

【注】主要14社・・・アサヒ飲料、伊藤園、大塚、カゴメ、キリン、コカコーラ、サントリー、ダイドー、ポッカサッポロ、南日本酪農、明治乳業、ヤクルト、らくのうマザーズ、UCC（五十音順）

（6）販売価格（消費税込）

メーカー小売価格より安価な金額とする。

（7）経費負担に関する条件

- ① 事業者は、次の経費を負担すること。
- ア 自動販売機、使用済み容器回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用
 - イ メーター設置に要する費用、光熱水費、維持管理費及び廃棄物の処理に要する経費、その他設置・運営に伴い必要となる費用
 - ウ 事業撤退の際の原状復帰にかかる費用
- ② 従業員の駐車場が必要な場合は、駐車場（有料）の使用許可を申請すること。
- ③ 健全な運営を行っているかどうかを確認するため、本学に対して年に一度、事業実施状況報告書を提出すること。
- ④ その他、経営状況の変化などにより事業の運営に支障が生じたときは、本学と相談するなど、本学の事業や運営事業に支障がないよう誠実に対応すること。

（8）その他条件

- ① 利用者に対して、より良質・多様なサービスをもって、安定的かつ継続的に運営すること。そのための方策について、随時本学へ協議を申し出ると共に、その実現に向け、最大限の努力を行うこと。
- ③ 大規模災害発生時には、飲料支援等の協力をすること。
- ④ 事業撤退の際には、撤退の6ヶ月前までに本学に書面をもって報告すること。
- ⑤ また、次の事業者への引き継ぎに協力すること。
- ⑥ 本学から指示・要請のある場合は、速やかに報告、対応を図ること。
- ⑦ その他協議等ある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。